

- 1 B 社は F 社に対して丙の受領を拒んだことが民法（以下略）415 条 1 項にいう「債務の本旨に従った履行をしないとき」に当たるとしてこれによって生じた 50 万円

の損害賠償請求をすることを主張する。以下 B 社の主張は認められるか。

- 2 (1) B 社は F 社が丙の受領を拒んだことが受領遅滞責任（413 条）であるとするが、413 条は受領義務を規定していない。そこで、同条を根拠として Y 社に受領義務を発生させることができるのが問題となる。

(2) 受領遅滞とは債権者が理由を問わず受領しない事実がある場合に、履行が完成しないことによって生じる不利益を債務者から債権者に転嫁する法定延責任を意味するものである。このように解すると原則として債務者側から受領遅滞にあることを理由として債務不履行責任を追及することはできない。ただし具体的な事案によっては信義則（1 条 2 項）を根拠に受領義務を認め、かかる義務違反を理由として債務不履行責任を追及することができると解する。信義則は①継続的な売買契約であること②目的物の販売経路が本件契約以外にないと他に存在しないこと③その他の事情を考慮して判断する。

(3) 継続的な売買において債務者は債権者に継続的な履行を提供するために履行機になる前から計画を立てて準備を行い、コストを費やすため、通常の売買契約よりも双方に信頼関係が必要となる。本件においても B 社と F 社は約三年間にわたって丙を毎月提供する継続的売買契約を締結している（①充足）。

コメントの追加 [法11]: 受領義務がなぜ問題となりますか？

⇒受領義務が「債務」といえるかどうか
問題の所在に対する理解をしっかりと示す

目的物が特殊なもので当該債権者でなければ需要がない場合には契約を締結した以上受領義務を発生させても良いと解する。本件において丙は一月 100 個を 25 万円で売買されている特定物であり、具体的内容は不明だが数や値段から考えると F 社のみでしか販売できないような特殊な目的物であるようには思えない（②不充足）。

(4) よって上記要件に充足しないため Y 社に受領義務が認められない。よってその履行を拒んでいるとしても損害賠償請求することはできない。

3 よって B 社の主張は認められない。

以上

民法3期末試験（2019）

1 B社はF社に対して、F社が丙の受領を拒んだことを理由に50万円の損害賠償請求をすることができるか。415条1項の債務不履行による損害賠償請求の要件をみたすかが問題となる。

2 415条1項の要件は①債務の存在②債務不履行の事実③損害の発生④債務不履行と損害の間との因果関係である。

3 事実5においてB社とF社は契約を結んでおり、**債務**は存在している（①充足）

（債務の特定：今回は受領債務があるかどうかを判断する。）

4 債務者が債務の本旨に従った提供をしたにもかかわらず、債権者が債務の履行を受けることを拒んだ場合、債務不履行といえるか。この点、債権を行使することは債権者の権利であって義務ではないから、**特約・慣習がない限り、債権者には受領義務はないと解される。**

一方、継続的取引については、その特殊性から信義則上受領義務を認めるべきである。本件

（信託的関係からコスト・労力をかけているから）

では、事実5①～③の取引が2018年4月から約2年間継続して行う契約をしており、事実

6の受領拒絶までの約1年8ヶ月間は何の問題もなく、取引を行っている。そうであれば、

F社には受領義務があると解される、F社は受領していない以上、債務不履行が認められる

（②充足）。

5 B社には50万円の損害が発生している（③充足）。

6 Fの受領があればB社には損害が発生しなかったのであるから、**因果関係も認められ**

コメントの追加 [法11]: 債務は何ですか。

コメントの追加 [法12]: 理由付けをもう少し行うこと。

る (④充足)。

7 以上より、415 条 1 項の債務不履行による損害賠償請求の要件をみたすので、F 社が丙の受領を拒んだことを理由に 5 0 万円の損害賠償請求をすることができる。

コメントの追加 [法13]: 因果関係とは条件関係があることを前提に、相当因果関係があること。後者のあてはめがない。

民法基礎 3 期末試験過去問

2019 年度第 3 問

損害賠償請求は、債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときに認められる（民法 415 条）。本問においては、B が、F に対して、F が丙の受領を拒絶したことが債務不履行になることを理由に損害賠償が請求できるかが問題になる。

民法 413 条は、受領遅滞の効果として、債務者の注意義務の軽減と増加費用の債権者負担のみであり、受領義務を規定していない。また、判例も原則として受領義務を認めらおらず、例外的に信義則上受領義務が認められる場合があるするにとどまる。

本問において、受領義務を認めることができるかを検討する。BF 間の契約は 2 年間にわたる継続契約であるが、B が F との契約のために設備投資をしたといった事情はない。また、B は自ら製造する商品丙を搬入するための倉庫乙を有しており、ある程度の在庫を持ちながら丙の売買をしていると思われる。このような事情からすると、F が丙 100 個の受領を拒絶したことが信義則上の受領義務に違反したとは言えない。

したがって、F に受領義務は認められないことから、B は F に対して損害賠償をすることができない。

以上

コメントの追加 [法t1]: 判例は原則受領義務を認めていない根拠を示す必要があります。判例の理由、根拠を必ず書きましょう。
⇒下記記載は何に対するあてはめを記載しているものか不明です。

民法基礎 3 2019 年度期末試験〔設問 3〕

第 1 B 社は、F 社に対して、F 社が丙の受領を拒んだことを理由に、債務不履行に基づく損害賠償請求（415 条 1 項）として、50 万円の損害賠償請求をすることができるか。

1 上記請求が認められるための要件は、①債務の存在、②事実としての不履行、③損害の発生およびその額、④②の不履行と③の損害との間の因果関係（以上、415 条 1 項本文）、⑤免責事由の不存在（同条但書）である。

2 ①について、本件契約は、2018 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの間、B 社が F 社に対して毎月月末に丙 100 個を代金 100 万円で売却する売買契約である。また、本件契約では、B 社は、毎月 20 日に F 社の店舗に丙 100 個を配送する義務を負い、丙の引渡と同時に代金の支払が行われる。よって、毎月 20 日に F 社は B 社に対して B 社から発送された丙 100 個を受領する義務（以下、受領義務という。）を負うといえる（①充足）。

3 ②について、2019 年 12 月 20 日、B 社は F 社の店舗に丙 100 個を配送したが、F 社は、F の受領を拒絶している。また、2020 年 1 月 20 日においても、F 社は、丙の受領を拒絶している。よって、F 社は、受領義務を履行していないといえる（②充足）。

4 ③について、B 社は、50 万円の営業上の損害を被っている（③充足）。

5 ④について、上記損害は、F 社が本件契約により負う代金債務を履行しなかったことによるものであり、F 社の受領義務の不履行は、上記損害の直接の原因ではない。F 社の受領義務の不履行がなくても、F 社が代金債務を履行しないことにより、B 社は損害を負っていたといえる（④充足せず）。

第 2 以上より、要件④を充足しないため、B 社は F 社に対して、F 社が丙の受領を拒んだことを理由に、50 万円の損害賠償請求をすることはできない。

以上

2019年 民法基礎3

1

(1) B社は、F社が丙の受領を拒んだことから、F社の受領義務の債務不履行を理由にこれによって生じた損害の賠償請求をすることが考えられる(415条)。

債務不履行に基づく損害賠償請求が認められるためには、債務の存在、債務の不履行、債権者に損害が生じたことおよびその額、債務不履行と損害の因果関係が必要である。

B社はF社と契約を結んでおり、F社は、B社に対し、代金を支払い、丙を受け取るという債務がある。

そして、F社は、代金支払いと丙の受領を拒絶しており、債務を履行していない。

債権者B社には、F社の代金支払い、丙受取拒絶により、50万円の営業上の損害を被っている。

その損害は、F社の上記拒絶によるものであるから、債務不履行と損害との間に因果関係もある。

以上より、B社は、債務不履行を理由に損害賠償請求できる。

(2) ここで、F社に受領義務があったのが問題となる。

原則として、買主の受領義務は否定されるが、判例は、一定期間中に継続的な供給契約の事例で信義則を理由にした買主の引き取り義務を認め、引き取りを拒否した買主への損害賠償請求を認めている。

本件についてみれば、買主F社は、2018年4月1日から2020年3月31日までの2年間継続して、丙を購入する契約を締結している。そして、毎月100万円の代金の支払いの約束だということで、特に軽微な契約ではない。

継続して一定期間支払いと丙の受け取りはなされていたのだから、B社はF社に対し、継続して契約関係の取引が続く信頼が形成されているとみることができる。

そのため、F社には信義則上受領義務があったといえる。

(3) そして2019年12月に支払いと丙受け取りがなされないようになって、翌月も同様になされなかったのだから、受領義務違反である。

よって、B社は、債務不履行を理由に損害賠償請求できる。

以上

コメントの追加 [法t1]: 受領義務があるということですか。

コメントの追加 [法t2]: この指摘を上記で持ってきて検討をするべきでした。
なぜここでこの検討をしましたか